

人間福祉学部教授 小西 砂千夫

2009年6月の安心社会実現会議は、麻生内閣として中福祉・中負担の社会保障を重視する社会の具体像を示したものである。そのなかで、具体的な提言として、「社会統合・社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の実現」の項目のひとつに、自治体におけるワンストップ型の就労支援サービスの提供、所得保障付き職業能力開発制度など雇用・生活保障セーフティネットの構築、最低賃金の見直しとともに挙げられているのが、勤労所得に対する給付付き勤労者税額控除の導入である。それはかつては負の所得税とも呼ばれ、所得課税と社会保障を組み合わせた制度であり、社会保障制度における勤労意欲を削ぐ効果を減殺する「社会保障の効率化」の文脈で語られたものである。

『税理』2009年4月号の、森信茂樹「給付付き税額控除の4類型とその課題」は、給付付き税額控除の成り立ちや課題を総覧するのに優れた論考である。この制度は政府の税制調査会の平成20年度税制改正の答申のみならず、「民主党税制抜本改革アクションプログラム」でも、低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税逆進性対策などの面で有効性が強調されている。そのうえで、この制度をわが国で実行する上で、どのような課題があるかについて、制度設計の課題と実行面から指摘している。さら

に、石村耕治「給付（還付）付き税額控除と納税者サービス—アメリカの「働いても貧しい納税者」の自発的納税協力問題を検証する」『税務弘報』2009年5月号まで6回にわたって連載したものの最終回である。そこでは、この制度が成立するためには、納税者保護制度の抜本的な改善が求められることを強調している。

地方分権、とりわけ道州制の導入が声高に叫ばれる。工藤裕子「イタリアの地方分権と地域活性化に果たす地方自治体の役割」『経済 Trend』2009年3月号は、イタリアが単一国家の枠組みにあって憲法改正で州が立法権を得て国の権限が多く移譲されたことに対して、冒頭で「日本の道州制にその経験が参考になるのでは、と注目されている。しかし、日本の8割の国土に半数の国民を抱えるイタリアの20州は日本の都道府県に匹敵する単位であり、道州ではない」と誤解されがちであるとしている。イタリアの地方制度は、戦後の地方制度改革の歴史のなかで州の権限強化が検討されてきたことと、EUが構造基金制度でサブナショナルな単位を強化したことを背景にしたものであると指摘している。

それに対して、都道府県知事のなかでも長く道州制導入に積極的な姿勢をとってきた岡山県の石井正弘知事は、『地方税』2009年2月号「地方分権改革と道州制の社会的

意義」において、「もともと小さな島国が、
相対的に一層小さな国土になってきた。こ
うした時代の流れとともに大きく発展した
社会環境を大観すると都道府県に代わって
一層の広域的な道州の創設に向けた活発な
議論が起こってきたのは、ある意味、歴史
的必然なのかもしれない」とみなしている。
道州制は地方分権を積極的に展開し、国に
代わって地方が政策運営の主役となる上で、
不可欠であると考えられている。それに対
して、増田寛也「地方を元気にさせる分権
を」『日本経済研究センター会報』2009年4
月号では、道州制は分権が進んだ後のテー
マとして、時間軸の設定が重要であるとし
ている。

今井勝人「道路特定財源」『武蔵大学論集』
56巻3・4号、2009年3月は、道路特定財
源について、その歴史的経緯や目的税とし
ての性格、暫定税率のあり方などについて
綿密に検討した論文であり、大いに参考に
なる。一般財源が望ましいとする伝統的な
議論をふまえながらも、一方的に一般財源
化を主張するものではなく、まずは、揮発
油税等の道路特定財源としての性格をふま
えて暫定税率をどうするかという点につい
て解決を急ぐ必要があるとしている。

『エコノミア』（横浜国立大学）59巻2
号は、赤石孝次「財政社会学の課題と発展
可能性」と、井手英策「財政社会学とは何
か？」という「財政社会学」に関する学説
史的展開とその意義などについての2つの
論文を収録している。神野直彦教授の『シ
ステム改革の政治経済学』（岩波書店）や『財
政学』（有斐閣）などで展開されている財政
社会学のアプローチをさらに大きな枠組み
で展望しようとする枠組みの大きな論考で